

議案第132号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第68条の2第1項」の次に「及び第5項」を加える。

第4条に次の1項を加える。

4 地区整備計画区域内における建築物の用途の制限の緩和は、地区整備計画区域ごとの別表第2の建築物の用途の制限の緩和の項に定めるとおりとする。

別表第1に次のように加える。

52	よみうりランド地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたよみうりランド地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
----	-----------------	--

別表第2に次のように加える。

52 よみうりランド地区整備計画区域

A 地 区 の 区 域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 自動車教習所 (4) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。）
	建築物の用途の制限の緩和	次に掲げる建築物は、建築することができる。 (1) 観覧場 (2) 遊技場（マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの及びカラオケボックスその他これに類するものを除く。）
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 地区整備計画が定められた現に存する建築物であって、その壁面の位置が計画図に示す壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物の部分 (2) 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

よみうりランド地区地区計画の区域内における建築物に係る制限に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。